二十四　鹿児島県環境影響評価条例（平成十二年三月鹿児島県条例第二十六号。以下「鹿児島県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、鹿児島県条例第七条の規定による鹿児島県知事の環境影響評価を実施しようとする地域を管轄する市町村長への送付並びに鹿児島県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

二十五　仙台市環境影響評価条例（平成十年十二月仙台市条例第四十四号。以下「仙台市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、仙台市長への提出並びに仙台市条例第八条第一項の公告及び縦覧を経たもの

二十六　さいたま市環境影響評価条例（平成十五年三月さいたま市条例第三十二号。以下「さいたま市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書であって、同条第二項の規定による縦覧を経たさいたま市長への提出並びにさいたま市条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

二十七　川崎市環境影響評価に関する条例（平成十一年十二月川崎市条例第四十八号。以下「川崎市条例」という。）第十条の規定により作成された条例環境影響評価方法書であって、川崎市長への提出並びに川崎市条例第十一条の公告及び縦覧を経たもの

二十八　新潟市環境影響評価条例（平成二十一年三月新潟市条例第五号。以下「新潟市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、新潟市条例第八条の規定による新潟市長への送付並びに新潟市条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

二十九　名古屋市環境影響評価条例（平成十年十二月名古屋市条例第四十号。以下「名古屋市条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、名古屋市長への提出並びに名古屋市条例第十条の告示及び縦覧を経たもの

三十　京都市環境影響評価等に関する条例（平成十年十二月京都市条例第四十四号。以下「京都市条例」という。）第九条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、京都市長への提出並びに京都市条例第十条第一項の公告及び縦覧を経たもの

三十一　高槻市環境影響評価条例（平成十五年九月高槻市条例第二十八号。以下「高槻市条例」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、高槻市長への提出並びに高槻市条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

三十二　枚方市環境影響評価条例（平成四年十二月枚方市条例第二十九号。以下「枚方市条例」という。）第八条第一項の規定により作成された事前計画書であって、枚方市長への提出並びに同条第二項の告示及び縦覧を経たもの

三十三　神戸市環境影響評価等に関する条例（平成九年十月神戸市条例第二十九号。以下「神戸市条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であって、神戸市条例第十条第一項の規定による神戸市長への提出並びに同条第二項の公告及び縦覧を経たもの

三十四　広島市環境影響評価条例（平成十一年三月広島市条例第三十号。以下「広島市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であって、同条第三項の規定による広島市長への提出並びに広島市条例第八条第一項の公告及び縦覧を経たもの

三十五　大月町風力発電施設等の建設に関する条例（平成二十四年三月大月町条例第一号。以下「大月町条例」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、大月町条例第六条の規定による大月町長への提出並びに大月町条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

三十六　福岡市環境影響評価条例（平成十年三月福岡市条例第十八号。以下「福岡市条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、福岡市条例第六条の規定による福岡市長への提出並びに福岡市条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

二　法第五十三条第一項第二号に掲げる書類

一　北海道条例第九条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経た北海道条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

二　岩手県条例第十条の規定による岩手県知事及び岩手県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た岩手県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

三　宮城県条例第九条の規定による宮城県知事及び宮城県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た宮城県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

四　秋田県条例第九条の規定による秋田県知事及び秋田県条例第六条の市町村長への送付を経た秋田県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

五　福島県条例第十条の規定による福島県知事及び福島県条例第七条の市町村長への送付を経た福島県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

六　茨城県条例第九条の規定による茨城県知事及び茨城県条例第六条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た茨城県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

七　埼玉県条例第七条第二項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書面

八　神奈川県条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た実施計画意見書

九　富山県条例第九条の規定による富山県知事及び富山県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た富山県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

十　福井県条例第十一条の規定による福井県知事及び管轄市町長への提出を経た福井県条例第十条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十一　山梨県条例第十条第一項の規定による山梨県知事及び山梨県条例第七条第三項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た山梨県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類

十二　長野県条例第十条の規定による長野県知事及び長野県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た長野県条例第九条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十三　岐阜県条例第九条第二項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た報告書

十四　静岡県条例第十三条第一項の規定による静岡県知事及び市町村長への送付を経た静岡県条例第十二条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十五　三重県条例第八条の規定による三重県知事及び方法書関係市町長への送付を経た三重県条例第七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十六　滋賀県条例第八条第二項の規定による滋賀県知事及び調査地域市町長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十七　兵庫県条例第十条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

十八　岡山県条例第八条第三項の規定による岡山県知事並びに岡山県条例第六条第一項及び第四項の規定により実施計画書の送付を受けた市町村長への送付を経た岡山県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類